

みんなの 上越市議会

— 上越市議会ガイドブック —



令和7年7月発行

目 次

1	市議会Q&A	2
2	議会のしくみ	
	(1) 市民と市議会、市長の関係	7
	(2) 市議会の役割	8
	(3) 市議会の権限	8
	(4) 市議会の活動(会議)	9
	(5) 市議会で開催される会議の種類	10
	(6) 議会の流れ	12
3	議会を見て、聞いて、知る	
	(1) 本会議・委員会の傍聴と動画配信	14
	(2) 市議会だより「かけはし」	15
	(3) 市議会ホームページ(会議録の検索・閲覧、本会議・委員会の映像配信)	15
4	議会に参加する	
	(1) 選挙で参加する	16
	(2) 請願・陳情で参加する	16
	(3) 議会報告会・意見交換会を通じて参加する	19
5	議会改革の歩み	
	(1) 議会改革の取組	20
	(2) 議員発議による政策条例	23
6	上越市議会議員定数の変遷	
	(1) 上越市議会議員定数の変遷(合併後)	24
	(2) 上越市議会議員名簿(第14期)	25

1 市議会 Q&A



上越市議会議員は何人いるの？



令和7年7月1日現在、現員数は32人です。
議員は、選挙で選ばれた市民の代表です。定数は、条例で定められています。
任期は4年です。

◆ 議員定数の推移

年次	H17（合併前）	H17（合併後）	H24年～
議員定数	30人	48人	32人（※1）
本市人口（※2）	135,488人	212,273人	203,904人

※1 平成21年9月定例会で条例を改正。施行後初めての一般選挙（平成24年）から適用

※2 令和7年7月1日時点での人口 178,845人

◆ 年代別議員数 （令和7年7月1日現在）

年代	人数	年代	人数
30代	3人	60代	8人
40代	5人	70代	7人
50代	7人	80代	2人

平均年齢 59.9歳



どんな人が上越市議会議員になれるの？



選挙権のある満25歳以上の人立候補できます。
4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選する必要があります。（16ページ参照）



仕事をしている人も議員になれるの？



なれます。

兼職の禁止（※）など、一定の制約はありますが、上越市議会でも、議員以外の仕事をしている人はいます。

※市議会議員は、県や他市町村の議員、常勤公務員（短時間勤務職員含む）などと兼職できないこととなっています。（地方自治法第92条）



議会へ要望する場合、どんな方法があるの？

請願、陳情という方法があります。

様式に決まりはありませんが、要望者の住所、氏名、要望の趣旨などの記載は必要です。17～18ページの記載例を参考にしてください。また、提出したい場合は、お気軽に議会事務局へご相談ください。



請願と陳情は、何が違うの？

請願は議員の紹介により請願書を提出する必要があります。

請願は、その権利が憲法により保障されています。地方議会への請願は、地方自治法において取扱いが規定されています。

陳情には、法規定がないことから、陳情の取扱いは各地方議会で異なります。（16～18ページを参照）





議員に相談したいので、連絡先を教えてください！

下記ホームページをご覧くださいか、議会事務局へお問い合わせください。

○上越市議会ホームページ：

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/gikai/meibo.html>



議員は報酬をいくらもらっているの？

議長 53万 1,000 円／副議長 46万 9,800 円／議員 44万 2,100 円
（参考：市長 96万 9,200 円）です。

特別職の報酬は、「上越市特別職報酬等審議会」の意見を聴くことになっています。なお、推移は下表のとおりです。

◆ 議員及び市長の報酬等の推移

区分	改正年月日（単位：円／月額）			
	H22.4.1～	H23.4.1～	H28.4.1～	R6.4.1～
議長	534,300	527,400	529,400	531,000
副議長	472,500	466,400	468,400	469,800
議員	444,600	438,800	440,800	442,100
市長（※）	975,000	962,300	966,300	969,200

※条例で規定された市長の給料月額は上記のとおりですが、市長公約により実支給月額は減額されています。

※期末手当支給率：夏期 1.725 か月分、年末 1.725 か月分、加算率 20.0%



議員は、一定の任期を終了した場合に議員年金をもらえるの？

平成 23 年 6 月に議員年金は「廃止」となりました。
制度廃止以降、新たに議員となった者には、議員年金は給付されません。





**政務活動費は、どのくらい交付されるの？
そのお金を議員は自由に使えるの？**



議員一人当たり月額 37,500 円（議員個人分）及び月額 12,500 円（会派の所属議員一人当たり分）が交付されます。政務活動費に充てることができる経費の範囲は条例で決められています。

政務活動費は、地方自治法及び上越市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、市政に関する調査研究その他の活動に資するため、議員及び会派に交付されます。

令和5年度の会派の支出状況は、下表のとおりですが、会派及び各議員の収支報告書は、市政情報コーナー及び市議会ホームページで公開しています。

なお、平成 28 年度分から新潟県下ではトップを切って、領収書等のデータを議会ホームページで公開しました。

◆ 令和5年度政務活動費会派別支出状況

（単位：円）

項目 \ 会派		久比岐野	みらい	政新クラブ	創風	日本共産党 議員団	公明党
会派への交付額 (A)		1,200,000	900,000	900,000	600,000	450,000	300,000
支出内訳	調査研究費	1,201,156	242,895	401,710	335,420	—	—
	研修費	—	—	—	—	—	—
	会議費	—	—	—	—	—	—
	資料作成費	141,350	40,670	122,298	—	—	2,960
	資料購入費	—	—	—	—	—	14,256
	広報費	—	545,135	330,000	165,000	585,840	167,108
	広聴費	—	—	—	—	5,460	—
	人件費	—	—	—	—	—	—
	事務所費	—	—	—	—	—	—
要望・陳情活動費	—	—	—	—	—	—	
支出合計 (B)		1,342,506	828,700	854,008	500,420	591,300	184,324
収支差引額（残余額）		0	71,300	45,992	99,580	0	115,676
市への返還額		0	71,300	45,992	99,580	0	115,676



会派について教えてください。



議員活動を行う上で、基本的政策が一致する議員が会派を結成しています。本市の場合、2人以上で構成されている団体を会派と呼び、議会運営委員会や各派代表者会議に参加できるなどの権限を持っています。令和7年7月1日現在、6会派（無所属議員5名）です。会派の名称は、25ページの「上越市議会議員名簿」をご覧ください。



議員は、議会のない時は何をしているの？



議員の活動は、本会議、委員会等の会議に参加することだけではありません。

議員は、

- ① 市長などから提案された議案等の審議や調査
- ② 定期的な議会報告会や意見交換会の開催
- ③ 各種団体との意見交換会の開催
- ④ さまざまな市民の相談への対応

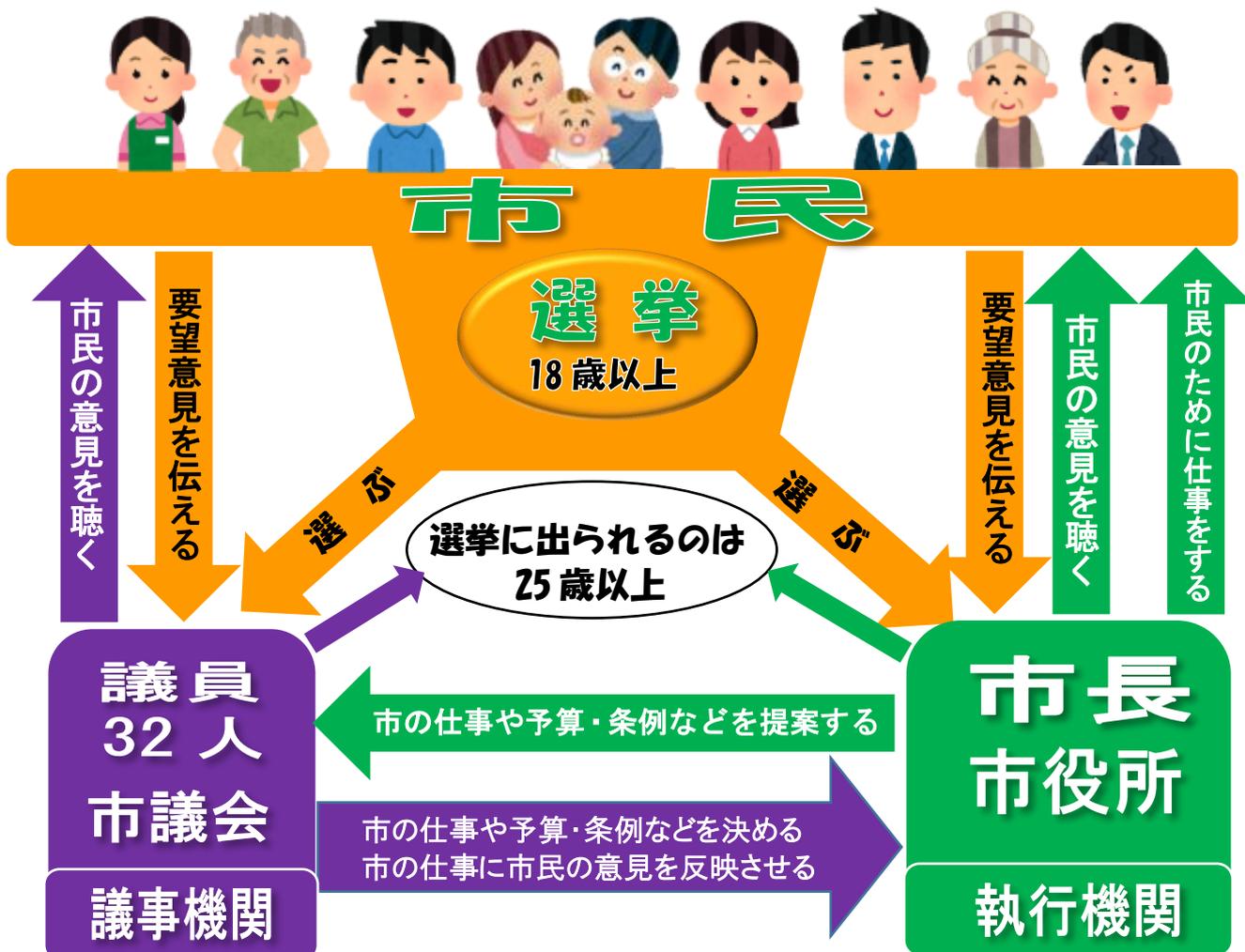
などを通じて、多様な市民意見を把握し、政策立案及び政策提言につなげるための必要な調査研究に取り組んでいます。

このほか、全国からの議会視察への対応や情報交換など、議会のないときも活動しています。

2 議会のしくみ

(1) 市民と市議会、市長の関係

上越市議会は、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すことを基本としています。そのため、①市の意思を決定する機能 ②市政運営を監視する機能 ③政策を立案する機能 ④条例の制定や改廃をする機能 の強化と議会改革に努めながら、市民の信託に応え、市民の福祉向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することに取り組んでいます。



市民は市長側（執行機関）、議会側（議事機関）、どちらでも相談、または要望できます。議会は、市長の目の届きにくい政策などを補う役割もあります。両者は最終的に市民生活・市民福祉の向上のために市政を担っています。

地方自治制度は、首長（市長）と地方議会（市議会議員）という2種類の代表を住民（市民）が直接選挙で選ぶ二元代表制という仕組みになっています。

※国の政治の仕組みは、国民が国会の議員を選び、国会が国会議員の中から内閣総理大臣を指名します。これを議院内閣制と言います。

(2) 市議会の役割

市議会は、市の「意思決定」を行うところです。

※市の「意思決定」とは、条例の制定または改廃、予算の決定、決算の認定、その他市政運営の基本的事項などを行うことです。

私たちが住んでいる上越市を「住みやすいまち」にしていくためには、道路、下水道など生活環境の整備のほか、教育、福祉、医療などの公的サービスの充実や産業・観光の振興などを図らなければなりません。そのためには、財源の問題や実施体制、ルールづくりといったさまざまな課題を解決していく必要があります。

このような課題を解決するためには、上越市に住んでいる人みんなで意見を出し合って考え、決めることが一番いいことです。

しかし、現実的には、市民全員が集まって話し合うことは不可能なことです。市民に代わる人「市長と市議会議員」を選挙によって選んでいます。選ばれた人が市民の代表として「より住みやすいまち」にしていくための方策や課題について話し合い、みんなの願いを実現するよう努めています。

その話し合いが行われる大切な機関が、市議会です。市議会は、市政を進めていく上での重要な「意思決定」を行っています。このように議会が「意思決定」することを「議決」といいます。

(3) 市議会の権限

市議会は、市民を代表する機関として十分な活動ができるよう、地方自治法などにに基づき、次のような権限を持っています。

権 限	内 容
議決権	条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、一定額以上の契約の締結、市の重要な財産の取得または処分等の決定をします。(地方自治法第96条)
選挙権	市議会の議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。(地方自治法第97条、第103条、第118条、第182条)
同意権	市長が副市長、監査委員、教育委員会委員などを任命するとき議会の同意を与える権限です。(地方自治法第162条、第196条第1項など)

権 限	内 容
検査権及び 監査請求権	市の事務の執行状況について書類などにより検査し、監査委員に監査を請求することができます。(地方自治法第98条)
調査権	市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。(地方自治法第100条第1項～第11項、第100条の2)
意見書 提出権	市の公益に関する事務について、国会や関係行政庁、県などに対して意見書を提出することができます。(地方自治法第99条)
自律権	議会の独立性と自主性を確保するために議会内部の事柄については、自ら決めることができます。(地方自治法第103条～第108条、第120条、第126条～第137条など)

(4) 市議会の活動（会議）

市議会では、市の意思を決定する本会議、詳細に議案等を審査する委員会など、さまざまな会議が開かれます。

議会活動の中で大きなウエイトを占める会議は、法律に定められている本会議や委員会などがあります。本会議には、毎年3月、6月、9月及び12月の年4回開催される定例会と、例月以外で必要な場合に招集される臨時会があります。

そして、議案の審査や議会の運営に関する協議または調整の場として、全員協議会、各派代表者会議、広報広聴委員会、課題調整会議、政策形成会議などがそれぞれの目的に応じて設置されています。

議員は、会議に出席するだけでなく、より高い議論ができるよう各会派及び議員個人として、政策研究、政策立案等の活動も行っています。また、市民要望、各種相談に応じる活動も議員の大切な仕事です。

6ページの「議員は、議会のない時は何をしているの？」の回答をご覧ください。

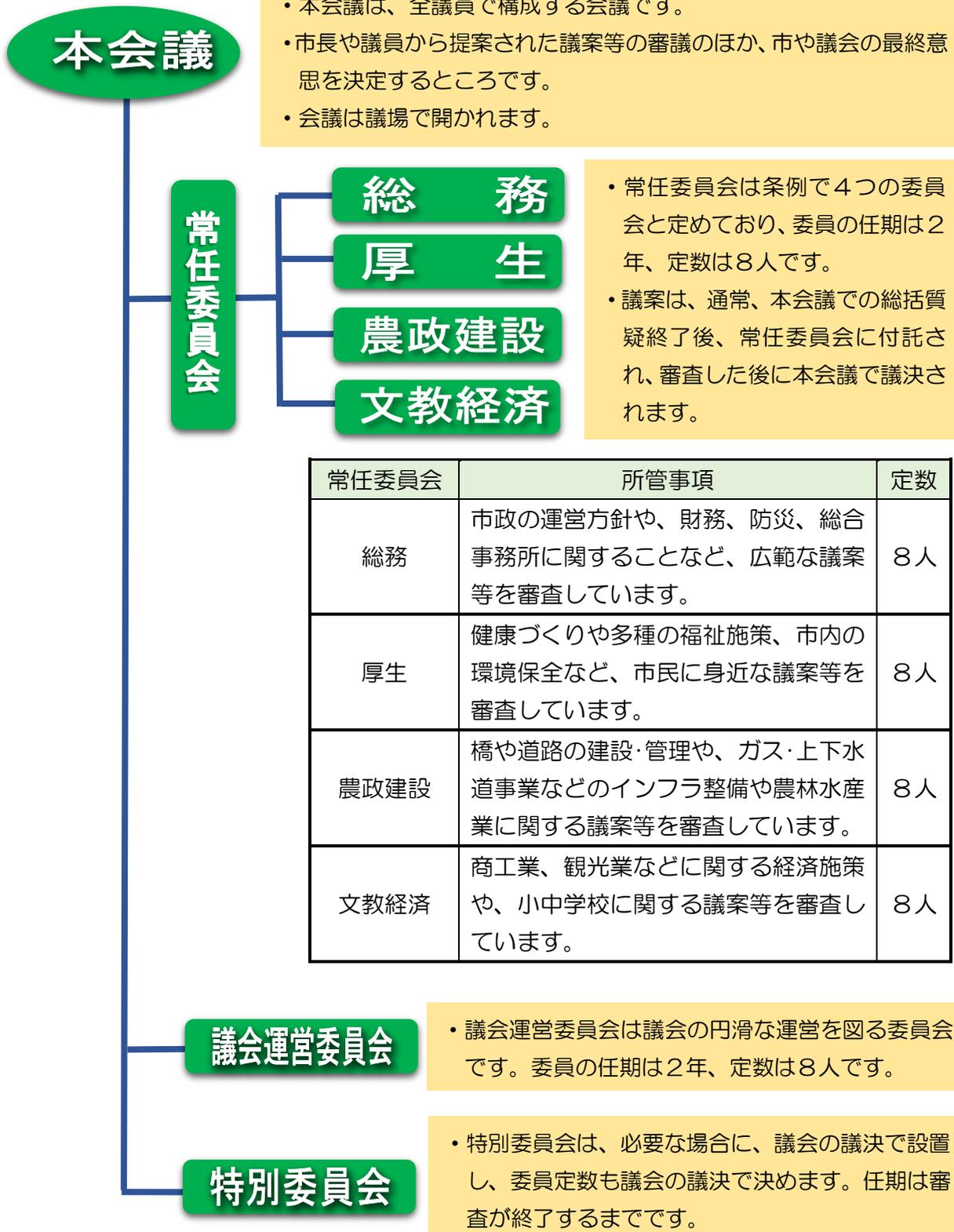
次のページで、さまざまな
会議を紹介しているよ！



(5) 市議会で開かれる会議の種類

市議会には、本会議や各委員会などさまざまな会議があります。

◆地方自治法の規定に基づき条例に定められているもの



◆ 地方自治法の規定に基づき上越市議会会議規則に定められているもの

名 称	内 容
全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 全議員で構成する会議です。 議会の運営や市政に関する重要な事件について、協議または調整を図るため、市長等からの説明及び報告並びに議員間の討議を行います。
各派代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> 会派（所属議員が2人以上）の代表者で構成し、会派間の意見調整及び協議を行います。

◆ 上越市議会基本条例等に定められているもの

名 称	内 容	構 成 員
議会報告会	市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する会です。	その都度
意見交換会	市民の多様な意見をお聞きする場です。お聞きした意見は、課題調整会議で議会の方針を協議します。	その都度
広報広聴委員会	市民との情報の共有を推進するとともに、市民参画の機会の充実を図るために設けられた委員会です。	各会派から選出された議員、無所属の議員の中から選出された議員
課題調整会議	議会報告会等の市民意見及び議員等の政策提言について、議会としての対応方針を協議する組織です。	正副議長、全委員長
政策形成会議	課題調整会議の協議に基づき、共通認識及び政策等の形成を図るため、調査検討を行う必要があると認めるときに置くことができる組織です。	その都度
勉強会	議会及び議員の政策立案及び政策提言の能力を高めるため、勉強会を実施します。また、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野の専門家や市民などを招き、専門家の知識や市民の知見を取り入れた研修会を行うこともあります。（定例会のない月に開催）	全議員

名 称	内 容
総務常任委員協議会 厚生常任委員協議会 農政建設常任委員協議会 文教経済常任委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 各協議会は、各常任委員会の委員により構成する会議です。 市長等から市の事務事業の報告、説明を受けるためなどにそれぞれ開催されます。

(6) 議会の流れ

議会（定例会）における会議の流れについて、概要は次のとおりです。



委員会



各委員には、事前に提出議案の資料が配布されますので、あらかじめ各会派&各委員において、問題点（＝論点）・主要な点（＝争点）の抽出整理が行われます。

本会議

開議

一般質問

議員が、市の一般事務に対して、その執行の状況または将来の方針等を直接質問して確かめます。また、疑問点をただし政策提言等も行います。

委員長報告

委員会で行われた審査または調査の経過と結果について、委員長が報告します。

委員長報告に対する質疑

委員長報告に対する疑義を、議員が質問して確かめます。

討論

議員が、表決の前に議案に対して賛成か反対かの意見を表します。

採決

議会の意思決定に各議員が参加します。議会の意思決定（可決、否決、同意等）を「議決」といいます。

閉会

議会を終了します。（法的に活動能力のない状態になります。）

市政の課題について、市民への説明責任を果たすため、議員同士の自由闊達な議論を尽くすことを重視しています。

3 議会を見て、聞いて、知る

(1) 本会議・委員会の傍聴と動画配信

本会議や委員会は、どなたでも傍聴できます。ぜひ傍聴にお越しください。
インターネットで配信もしていますので、気軽にご覧いただけます。

◆傍聴

本会議の傍聴には特別な手続きはありません。市役所木田第1庁舎6階の議場傍聴席入口で傍聴人受付簿に、住所、氏名を記入するだけです。委員会も同様の手続きで傍聴が可能です。



本会議傍聴受付



本会議傍聴席



委員会傍聴席

◆インターネット配信

本会議及び委員会の様子を生配信しているほか、過去の動画もご覧いただけます。市議会ホームページから、また、以下の二次元コードからご覧ください。



本会議の配信

上越市議会インターネット中継



委員会の配信

上越市議会 YouTube チャンネル

(2) 市議会だより「かけはし」

年4回（1月、4月、7月、10月の各25日）に、広報広聴委員会が編集する議会だより「かけはし」を発行し、全世帯に配布しています。

市議会だより「かけはし」では、市議会定例会での会議の内容や議案等に対する議員の賛否の状況、その他議会の活動内容などをお知らせしています。



(3) 市議会ホームページ

検索エンジンに「上越市議会」と入力し、検索してください。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/gikai/>



市議会ホームページでは、議会の概要、会議情報、本会議・委員会の動画配信、会議録の検索など様々な情報を発信しています。

本会議の動画配信

委員会の動画配信

本会議と委員会の動画配信をご覧いただけます。

会議録の検索

本会議と委員会の会議録を検索・閲覧できます。

Facebook

市議会の活動を迅速に、かつ、分かりやすく発信するため、Facebook で情報を発信しています。

議会に意見を

市民の意見を市政や議会運営に反映させることを目指し、市民の皆さんが議会に参加するための様々な方法を紹介しています。

4 議会に参加する

(1) 選挙で参加する

市議会の議員は、住民によって直接選挙で選ばれます。選挙権は、日本国民で満 18 歳以上であり、引き続き 3 か月以上、その市に住所のある人です。また被選挙権は、その選挙権があり、年齢が満 25 歳以上の人になります。市議会の議員の任期は 4 年で、現在の議員の任期は令和 10 年 4 月 28 日までです。

選挙は、市民が政治に参加し、市民の生活や上越市をより良くするために、その意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。ぜひ、議員候補者の政策や考えを把握し、大切な選挙にご参加ください。また、上越市をより良くする気概を持って、立候補されるよう願っています。

(2) 請願・陳情で参加する

市民の皆さんは、議会に対し、市政への要望や意見、または国・県などに対して要請してもらいたいことを「請願」「陳情」という形で、文書で提出することができます。

請願権は、国民の基本的な権利の一つとして憲法第 16 条に規定されている権利であり、市議会に請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、紹介議員が 1 人以上必要になります。

また、陳情は、提出に係る法的根拠はなく、紹介議員の必要はありません。上越市議会では、陳情も請願に準じて取り扱っています。

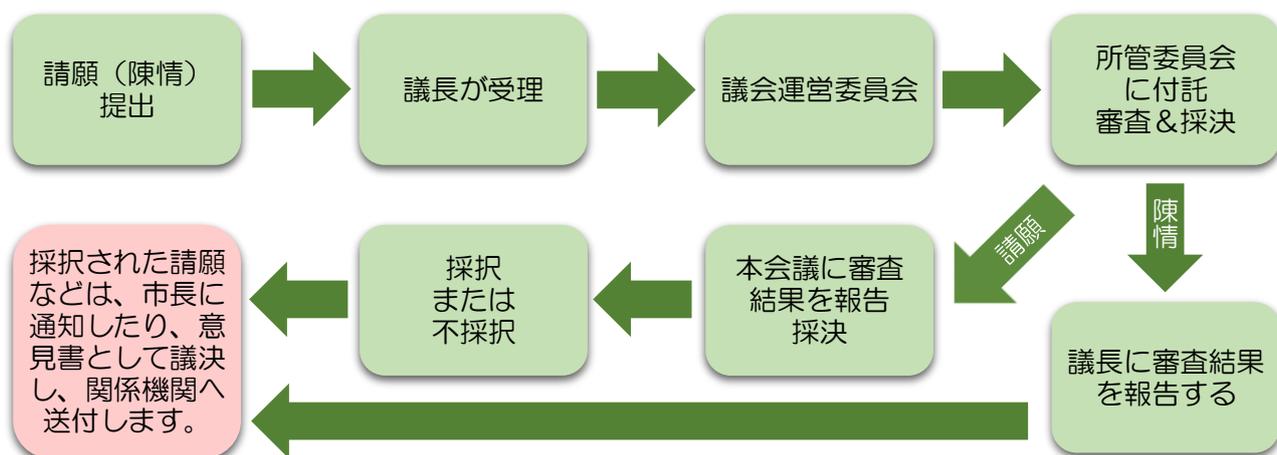
結果は、請願及び陳情の提出者に通知され、採択された場合は、その旨を市長に通知したり、議会の意思として、関係機関に送付したりします。結論が出ない場合は、継続審査となる場合もあります。

なお、議会は、請願及び陳情の審査等を所管の委員会で行う際、必要に応じ提出者の意見を聴くほか、当該提出者が市民の場合で申し出があるときは、その意見を聴く機会を設けるものとしています。

請願・陳情は、定例会開会の 4 日前までに受理したものをその定例会で審議します。提出前に、議会事務局へご連絡・ご相談ください。

※本会議で意見書が発議されます。

◆請願（陳情）の流れ（意見書提出要請で全議員が賛同したもの※を除く）



A4 書式「表紙」

_____年_____月_____日

_____ 請願書（陳情書）

上越市議会
議長 _____ 様

請願者（陳情者） 住 所 _____

氏 名 _____

※ 法人の場合は所在地、名称及び代表者名

※ 氏名（代表者名）は署名又は記名押印

（陳情書には必要なし）

紹介議員 _____

※署名又は記名押印

A4 書式「本文」

一 請願（陳情）の要旨

二 請願（陳情）事項

(3) 議会報告会・意見交換会を通じて参加する

市議会では、議会で行われた議案等の審議や審査の内容を報告するための「議会報告会」や、議会への市民参画の促進と市民意見を市政に反映させる機会を設けるための「意見交換会」を開催しています。議会報告会や意見交換会でいただいたご意見については、正副議長と全委員長で構成する課題調整会議で議会としての対応方針を決定し、その解決に向けた分析・調査研究を行い、市政に反映するよう努めています。

また、令和5年度からは議会を身近に感じてもらえるように市内の大型商業施設等で「議員と気軽にトーク」を実施しています。

◆議会報告会・意見交換会の開催状況

年度	議会報告会・意見交換会 (開催地)
H30	【議会報告会・意見交換会】 直江津区、清里区、柿崎区、牧区、吉川区、三和区、頸城区、大島区
R1	【議会報告会・意見交換会】 新道区、安塚区、中郷区、柿崎区、頸城区、板倉区、浦川原区、名立区
R2	【議会報告会・意見交換会】 牧区、大島区、大潟区、高田区(※)、清里区、直江津区、吉川区、三和区
R3	【議会報告会・意見交換会】 春日区、安塚区、柿崎区、板倉区、浦川原区、大潟区、中郷区、名立区
R4	【議会報告会・意見交換会】 高田区、三和区、頸城区、清里区、大島区、吉川区、牧区、直江津区
R5	【議会報告会・意見交換会】 中郷区、柿崎区、板倉区、安塚区 【議員と気軽にトーク】 無印良品直江津 OpenMUJI、オーレンブラザこどもセンター
R6	【議会報告会・意見交換会】 大潟区、浦川原区、春日区、名立区 【議員と気軽にトーク】 コワーキングスペース bibit、上越教育大学

※意見交換会のみ開催。

5 議会改革の歩み

上越市議会は、議会改革に取り組んでいます。

議会の最高規範とする「議会基本条例」を平成 22 年 11 月臨時会において、全議員の賛成で可決・制定しています。

この条例は、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の信託に応えていくことを決意し、市議会及び市議会議員の活動原則等の基本的事項を定めたものです。

我々は、この条例に基づき、「市民により開かれた議会」、「信頼される議会」、「市民の信託に的確に応える議会」を深化させ、全議員が一丸となって議会改革に取り組んでいく覚悟です。

(1) 議会改革の取組

平成 11 年 6 月 委員会を原則公開にする。

平成 13 年 1 月 本会議の会議録（平成 2 年以降）をインターネットで公開する。

平成 14 年 4 月 一般質問の再質問において一問一答制を導入する（一括質問一括答弁も可能）。

平成 18 年 5 月 議長、副議長選挙前に所信表明の場を設ける。

政務調査費の使途を公表する。詳細な資料等は市政情報コーナーで閲覧可能。

6 月 一般質問で議員の質問席を設置する。

本会議のインターネット中継を開始する。

7 月 議員勉強会を開始する。（定例会のない月に 1 回開催）

12 月 本会議などで乳幼児の同伴や児童の傍聴を可能にする。

平成 20 年 11 月 市民の声を受け付ける議会ポストを議会ホームページ内に開設する。

議会報告会を初めて開催する。

平成 22 年 11 月 議会基本条例を制定する。

平成 23 年 2 月 意見交換会を初めて開催する。

6 月 議員発議により、政策条例（当市議会初）である中山間地域振興基本条例を制定する。

平成 24 年 9 月 議会基本条例検証委員会を設置する。

平成 25 年	5 月	議会だよりのフルカラー化を実施する。(No.176～)
	6 月	委員会のインターネット中継を開始する。
	7 月	委員会の記録（平成 25 年 3 月定例会以降）をインターネットで公開する。
	9 月	議員発議により、自治基本条例の一部を改正する。
平成 26 年	9 月	議員発議により、地酒で乾杯を推進する条例を制定する。
	11 月	タブレット端末導入についての検討を開始する。
平成 27 年	3 月	議員発議により、空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例を制定する。
	4 月	Facebook による情報発信を開始する。
	9 月	「政務活動費の手引き」を作成し、使途基準のより一層の明確化を図る。
	12 月	小中学生の議会学習の取組を開始する。
平成 28 年	2 月	大規模災害時の議員の行動指針を策定する。
	9 月	各層との意見交換会を初めて開催する。
平成 29 年	3 月	市議を目指しやすい環境整備検討会を設置する。
平成 29 年	5 月	議会報告会を初めて休日に開催する。
	8 月	政務活動費収支報告書及び領収書等のインターネットでの公開を始める。
	9 月	議員発議により、議員の議員報酬等の特例に関する条例を制定する。
	10 月	議会改革検討委員会を設置する。
	12 月	本会議、委員会でタブレット端末の使用を開始する。(試行)
平成 30 年	6 月	議会改革推進会議を設置する。
	8 月	議会モニターアンケートを実施する。 議員定数及び報酬等の在り方検討委員会を設置する。
	12 月	本会議、委員会でタブレット端末を本格導入する。
令和元年	7 月	議会モニター会議を初めて開催する。
	8 月	女性フォーラムを開催する。
	11 月	中学生模擬議会在吉川中学校 3 年生と開催する。
令和 3 年	4 月	上越市議会傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金を創設する。
	7 月	中学生模擬議会在清里中学校 1 年生と開催する。
令和 4 年	9 月	議場にプロジェクターを配置し、一般質問の資料を投影する。

-
- 令和5年 5月 新たな形で議会報告会・意見交換会を開催する。
- 従来の議会報告会・意見交換会を見直し、市民のご意見を聴くことを主とするため意見交換の時間を大幅に拡大した「ご意見を聴く会」と、議会を身近に感じてもらえるように市内の大型商業施設等で「議員と気軽にトーク」を開催。
-
- 8月 議員定数検討会議を設置する。
-
- 9月 議場コンサートを開催する。
- 議会運営委員会が通年議会に関する検討結果を答申する。
-
- 令和6年 3月 議員定数検討会議が検討結果を答申する。
- 議会運営委員会がオンライン議会に関する検討結果を答申する。
-
- 6月 議会改革推進特別委員会を設置する。

(2) 議員発議による政策条例

◆上越市中山間地域振興基本条例

平成 23 年 6 月 24 日の平成 23 年第 3 回（6 月）上越市議会定例会で、「上越市中山間地域振興基本条例」を全会一致で可決しました。

この条例は、中山間地域の資源やそれらが産み出す恩恵が市民共有の財産であることを理解し合い、市民みんなで中山間地域を支え、市民が安全に安心して住み続けることができる地域社会の実現を目指すため、中山間地域の振興施策に関することを規定したものです。

★第 6 回 マニフェスト大賞 最優秀成果賞受賞

マニフェスト大賞実行委員会（早稲田大学マニフェスト研究所、毎日新聞社共催）が主催する第 6 回 マニフェスト大賞の優秀成果賞部門において、「議員提案による『中山間地域振興基本条例』の制定」が最優秀賞を受賞しました。



◆上越市地酒で乾杯を推進する条例

平成 26 年 9 月 30 日の平成 26 年第 4 回（9 月）上越市議会定例会で「上越市地酒で乾杯を推進する条例」を全会一致で可決しました。

酒類は、その地域の風土や食文化と深い関わりをもっており、特に上越市は四季折々の豊かな自然に恵まれ、多くの日本酒蔵元をはじめ、ワイナリー、どぶろく製造者などが、地域の特性を生かした酒づくりを行い、全国的な評価を得ています。議会では、上越市の地酒を応援するための方法を検討し、この条例を制定しました。



◆上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例

平成 27 年 3 月 27 日の平成 27 年第 1 回（3 月）上越市議会定例会で「上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例」を全会一致で可決しました。

近年、老朽化した空き家の放置が全国で問題になっており、老朽化した空き家の放置は、倒壊の危険など周囲に悪影響を及ぼすおそれがあります。

この条例は、所有者、市民、行政の責務と役割の明記や「空き家等対策計画」の策定、空き家等の管理・活用に必要な支援を行うことなどを規定しました。

6 上越市議会議員定数の変遷

(1) 上越市議会議員定数の変遷（合併後）

年月日	内容	
平成 17 年 1 月	平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併時に定数特例を適用し、合併前（旧上越市）の条例定数 30 人に、13 区（旧町村）から選出する 18 人を加えた 48 人とした。	
平成 17 年 2 月	各區で増員（定数特例 48 人）選挙を実施 （法定数 38 人以下、条例定数 30 人に対し、特例で 48 人）	
平成 20 年 6 月	定数特例には期限（平成 24 年 4 月 28 日）があるため、「議員定数に関する検討委員会」を設置し、協議を重ねる。	
平成 21 年 4 月 28 日	「議員定数に関する検討委員会」が検討結果を議長に答申約 1 年をかけて協議してきた結果を議長に答申した。 定数について委員間で大きく意見が分かれたため、「34 人」と「32 人」の両論併記とし、また、選挙方法については、選挙区を設けずに、市域全部を一つの区域として選挙することが望ましいとした。	
平成 21 年 6 月 1 日 ～22 日	市民アンケートを実施 答申の内容について、有権者の意向を把握するアンケート調査を実施した。 調査では、市内在住の 20 歳以上の男女 2,000 人に調査票を送付し、有効回答数の約 6 割以上の市民から「32 人が良い」との回答を得た。	
平成 21 年 9 月 25 日 9 月定例会	議員定数条例の一部改正を提案：全会一致で可決 ●考え方 ・当市の将来人口は 200,000 人を下回ることが予想されるため、地方自治法で定める人口 100,000～200,000 人未満の議員数の上限 34 人を基本に考える。 ・市民アンケート調査の結果のとおり、定数削減を望む市民の意向を十分に踏まえ、さらに 2 人削減した 32 人が適当と判断した。 ・これは、市民の多様な意見の代弁者としての責務を遂行し、議決機関としての機能を十分に果たせる人数である。 ●選挙方法 検討委員会で意見集約されたとおり、公職選挙法の趣旨を踏まえ、選挙区を設けなくて全市 1 区で行う。	
平成 24 年 4 月	定数特例廃止後、初の市議会議員（32 人）選挙を実施	
現在	議員定数	32 人
	任期	令和 6 年 4 月 29 日～令和 10 年 4 月 28 日

(2) 上越市議会議員名簿（第14期）

議席 番号	氏名	所属委員会等		会派	当選 回数
		常任委員会等	特別委員会		
1	熊倉隆将	厚生	人口	市民クラブ	1
2	降旗太地	文経		久比岐野	1
3	牧井邦生	農建	人口	みらい	1
4	伊崎博幸	文経	人口	無所属	1
5	大島美香	文経	観光	久比岐野	1
6	平原留美	文経	○観光	つなぐ	1
7	草間和幸	農建	災害	久比岐野	1
8	西沢智子	厚生/議運		公明党	1
9	山本佳洋	文経		市民クラブ	1
10	滝澤陽一	総務	○人口	つなぐ	1
11	関川信之	農建		つなぐ	1
12	安田佳世	◎文経	人口	久比岐野	2
13	ストラットン恵美子	厚生		久比岐野	2
14	高橋浩輔	◎厚生/議運	観光	みらい	2
15	宮崎朋子	厚生/○議運	災害	◎つなぐ	2
16	高山ゆう子	◎総務/議運	災害	市民クラブ	2
17	宮越馨	総務	◎観光	無所属	2
18	櫻庭節子	総務		みらい	3
19	山田忠晴	○農建	災害	◎公明党	3
20	丸山章	厚生/監査	観光	無所属	3
21	橋本洋一	○総務/議運	観光	◎久比岐野	3
22	石田裕一	文経	災害	◎みらい	4
23	小林和孝	農建/◎議運		◎市民クラブ	4
24	平良木哲也	○厚生/議運	人口	日本共産党議員団	5
25	滝沢一成	◎農建	観光	無所属	5
26	飯塚義隆	農建/議運	災害	久比岐野	6
27	江口修一	厚生	○災害	久比岐野	6
28	上野公悦	○文経		◎日本共産党議員団	5
29	こんどう彰治	副議長/総務	観光	市民クラブ	8
30	橋爪法一	総務	◎災害	日本共産党議員団	6
31	本城文夫	農建	◎人口	市民クラブ	12
32	渡邊隆	議長/総務	人口	無所属	6

【備考】常任委員会等欄：◎＝委員長、○＝副委員長、農建＝農政建設、文経＝文教経済、議運＝議会運営委員会、監査＝監査委員
 特別委員会欄：◎＝委員長、○＝副委員長、災害＝災害対策、人口＝人口減少社会対策、観光＝観光振興対策
 会派欄：◎＝代表者

令和7年7月発行

上越市議会

〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号

電話：025-520-5805

FAX：025-526-7575

E-mail：gikai@city.joetsu.lg.jp

ホームページ：

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/gikai>